

令和4年度

脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ (FoF)

無限責任組合員募集要項

令和4年5月

東京都産業労働局金融部

ファンド・オブ・ファンズ (FoF) 無限責任組合員募集要項

第1 本事業の目的

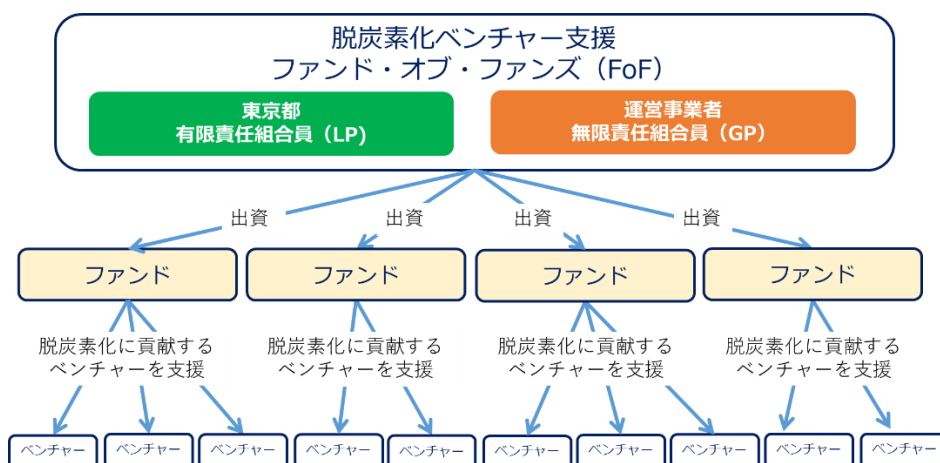
2020年、国は温室効果ガスの排出量と吸収量をネットゼロとするカーボンニュートラルを、2050年までに実現することを表明した。気候変動に関する世界各国の政府間パネル(IPCC)報告書においても、気候変動による影響は広範囲に及び、急速に進行しており、気候を安定化させるためには、温暖化ガスを直ちに、かつ持続的に削減する必要があると指摘している。

気候変動はビジネスにとって大きなリスクであるが、同時に、気候関連ビジネスは経済成長を促進し、雇用を創出し、低炭素型社会への移行を加速させる大きな経済的機会でもある。国の発表した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、脱炭素化への対応を、経済成長の制約やコストとしてではなく、成長の機会と捉え、積極的に対策を行うことによって、産業構造や社会経済の変革をもたらす、「経済と環境の好循環」を作っていくことを目標としている。

低炭素型社会への移行ではEVや蓄電池の開発、次世代型発電技術、更にはリサイクルやシェアリング等の、革新的なイノベーションが必要となる。また、世界的に広がるカーボンニュートラルの流れは、グローバルに展開する大企業にとってサプライチェーン全体での脱炭素化要請となっており、サプライチェーンの裾野を支える中小、ベンチャー企業によるイノベーションの創出と、その社会実装が強く求められている。

そこで都は、新たにファンド・オブ・ファンズ(FoF)を設立し、ベンチャーキャピタル(VC)ファンドへの出資を通じて、カーボンニュートラル達成への貢献が期待できるイノベーションベンチャーを支援する。更に、ファンドによる支援活動がカーボンニュートラルに対してどのような貢献を行っているかについてのインパクトレポートを発信することとする。

【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図の東京都がLP出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員

※ ファンドスキームの詳細な要件は、別紙要件を参照のこと。

※ なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

第2 ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員の役割

- 1 カーボンニュートラルに寄与するVCファンドによるポートフォリオ構築、及びそのモニタリング
- 2 VC ファンドを通じたカーボンニュートラルに向けた取り組みや実績等についてのインパクトレポートの作成と発信
- 3 独自の Webサイトを構築するとともに外部メディアなどを活用する等して、インパクトレポートのほかカーボンニュートラルに向けた多様なイノベーションベンチャーの取り組み事例の発信

<審査の視点>

- 1 都が有限責任組合員として出資する際の法的スキーム。(本要項「第3 応募資格 第1項(1)」参照)
- 2 VC ファンド等のプライベートエクイティファンドを投資対象とするファンド・オブ・ファンズ(FoF)運営の経験と実績。特に新興ファンド(初めてファンドを設立するいわゆるファーストファンド)への投資、育成実績
- 3 カーボンニュートラルの視点からファンドの投資活動を報告するインパクトレポートを作成し、発信するにあたっての体制(運営会社内外の協力体制)
- 4 ファンド投資におけるESGへの取り組み体制

第3 応募資格

- 1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等
 - (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが無限責任組合員となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできるもの。
なお、応募にあたっては、東京都が適格機関投資家でない点に留意すること。FoFの無限責任組合員は、都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備えているものとする。
 - (2) VCファンドを対象とするFoFの運営事業者として十分な経験と実績を有するもの
 - (3) 「令和4年度 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」(別紙 3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの
 - (4) 本事業に関する東京都からの調査業務受託者と応募者との間に、何らかの利害関係※又はその可能性がある場合は、応募者は、本事業において生じうる利益相反関係を事前に申告し、対応策の構築方針を東京都に報告しなければならない。
※本件における「何らかの利害関係」とは、以下のとおりとする。
 - ① 「資本関係」
次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。)の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 「人的関係」
次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)及び民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)の規定による管財人をいう。)を現に兼ねている場合

2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

第4 審査

1 審査方法

(1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)

一次審査結果については、審査を通過した者に東京都から連絡を行う。

※ 一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。

(2) ファンド調査専門機関等による詳細調査

※ 詳細調査の際は、これまでのファンド運営におけるLP及び投資先(ファンドもしくは中小企業)へのリファレンス調査(それぞれ2社程度)を含むことに留意すること。

(3) 二次審査(審査委員会での審査)

二次審査を最終審査とし、結果については、採択の可否を書面にて通知する。

※ なお、審査に当たっては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染防止に資すると認められる措置を最大限活用する。

2 注意事項

(1) 一次審査を通過した応募者は、二次審査において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行うものとする。二次審査の詳細日程については、別途連絡する。

(2) プレゼンテーション当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。なお、東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、プレゼンテーション当日は、追加資料の配布は一切認めないので注意すること。

(3) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

第5 募集スケジュール

1 募集期間

令和4年5月9日(月曜日)から5月23日(月曜日)午後3時まで

2 質問受付期間

令和4年5月9日(月曜日)から5月13日(金曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

(1) 質問方法

質問を文章にて(様式自由)E-mailにより送付すること。

E-mail(送付先): S0000480@section.metro.tokyo.jp

(2) 回答方法

質問者に対して、E-mailにて回答を送付する。なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員にE-mailにて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和4年5月18日(水曜日)午後5時までに回答を行う。

3 書類提出受付期間

令和4年5月9日(月曜日)から5月23日(月曜日)午後3時まで

(1) 提出方法

受付期間内必着にて郵送及びE-mailのうえ、その旨電話連絡すること。

(注意:持参及びFAXでの提出は受け付けない。)

(2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階北側

電話 03-5320-4683

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

4 一次審査結果通知(通過者のみ)

令和4年6月3日(金曜日)まで

第6 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙1参照)・・・1部
- 2 ファンド設立趣意書(別紙2参照)・・・1部
- 3 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- 4 その他東京都が必要と認めた書類

第7 注意事項

- 1 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 2 審査プロセスにおいて東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 3 東京都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることがで

きる。

- 4 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第8 ファンド設立までの全体スケジュール(予定)

令和4年5月	公募及び一次審査
令和4年6月～7月	ファンド調査専門機関等による詳細調査
令和4年8月	二次審査及び無限責任組合員選定
令和4年12月頃	ファンドの設立

(別紙1)

令和 年 月 日

参加申込書

東京都知事 宛

会社名

代表者名

印

当社は、「令和4年度 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集」において、「令和4年度 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集要項」(別紙を含みます。)に記載の全ての事項(「令和4年度 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」(募集要項別紙 3)に記載の要件を含みます。)を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

記

- 1 無限責任組合員名

- 2 添付書類(郵送及び電子ファイル)
 - (1) 参加申込書・・・1部
 - (2) ファンド設立趣意書(募集要項別紙2参照)・・・1部
 - (3) 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
 - (4) その他東京都が必要と認めた書類

ファンド設立趣意書への主な記載内容

1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役職員の履歴
- (3) 組織体制

2 ファンドスキーム

- (1) ファンドの基本概要
法人形態/投資テーマ/投資対象等
- (2) 投資体制
 - ① 投資委員会(ポーティングライトを持つ)メンバーの略歴、在籍年数/ファンドへのコミットメント額
 - ② 投資担当者の略歴、在籍年数/ファンドへのコミットメント額
 - ③ メンバーの略歴、在籍年数(ターンオーバー等)
- (3) ファンドに係る費用、報酬
 - ① 管理報酬、その他の費用(設立費用、追加出資に伴う費用等)、及びファンド出資額とは別に支払いを必要とする費用等(もしあれば)の内容、料率、計算式、及び支払方法等
 - ② キャリード・インタレスト、ハードルレート等の料率、条件
- (4) 管理・レポーティング体制等
ミドル・バック各担当者の履歴、専門分野、担当分野担当者数(アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む)

3 トラックレコード(これまでのファンド運営実績。特に FoF の運営実績や新興ファンドへの投資・育成実績)

- (1) ファンドの名称(形態)/投資テーマ(投資対象)/コミットメント総額(LP 構成)/期間/投資件数
- (2) 投資倍率(ネット/グロス)、IRR(ネット/グロス)、DPI(実現倍率)及び TVPI(投資倍率)
※DPI:分配金累計金額/Paid In Capital、TVPI:(分配金累計金額+NAV)/Paid In Capital
- (3) 個別投資先のパフォーマンス

4 政策的意義/脱炭素化へのインパクト

- (1) 想定する投資先ファンド(GP)の種類/具体的な脱炭素化への貢献イメージ
- (2) 想定するベンチャーの種類/具体的な脱炭素化への貢献イメージ
- (3) インパクトレポートについて(運営会社内外の作成・発信体制/方法、準拠する基準等)
- (4) ポートフォリオにおけるカーボンフットプリントのモニタリング体制、方法等
- (5) ESG への取り組み

5 ファンド設立体制(東京都が求める要件への対応)

都が有限責任組合員として出資する際に求められる法的要件(第二種金融取引業、投資運用業等)の整備体制

**令和4年度
脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)
無限責任組合員募集における主な要件**

第1 基本概要

- 1 東京都は、脱炭素化(カーボンニュートラル)に貢献するベンチャー支援を主な投資目的として、新たに設立されるファンド・オブ・ファンズ(FoF)に有限責任組合員(LP)として出資する。
 - (1) FoFは、カーボンニュートラル達成への貢献が期待できるイノベーションベンチャーを支援するベンチャーキャピタル(VC)ファンドを対象として出資を行うこととする。
 - (2) 東京都のFoFに対する出資約束金額は60億円とする。
 - (3) FoFは、少なくとも4以上のファンドに出資することとする。
 - (4) FoFが出資するファンドの選定においては新興ファンド(キーマンとなる投資責任者が最初に設立した外部投資家からの出資を受ける投資ファンドをいう。)が含まれるよう検討することとする。
 - (5) FoFが出資するファンドが受け入れる出資総額は、それぞれ民間事業者等(※注)からのLP出資も得て、全ファンドの合計(FoFからの出資額を含む)で120億円以上となることとする。(※注)民間事業者及び東京都以外の公的機関
 - (6) FoFの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
 - (7) FoFの無限責任組合員は、FoFを設立するに当たって、都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備えているものとする。(なお、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。)
- 2 FoFは、カーボンニュートラルへの貢献についてインパクトレポートを作成し広く発信することとする。
 - (1) インパクトレポートは、FoFの出資するファンドが支援するベンチャーによるカーボンニュートラルに向けた取り組み、期待される貢献や実績について、データや数値を示して年1回程度報告することを内容とする。
 - (2) FoFの無限責任組合員は、独自のWebサイトを構築するとともに外部メディアを活用する等して、インパクトレポートのほか、カーボンニュートラルに向けた多様なイノベーションベンチャーの取り組み事例について広く発信することとする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、出資するファンドが、この「令和4年度 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」において都が求める諸要件を全て受容することを出資前に確認することとする。

第2 FoFの出資するファンドについて

FoFの出資するファンドは、当該ファンドの第6事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注2に該当する企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%以上となるように投資しなければならない。なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。

(注1)独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

- ① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(上記①から③までに掲げる業種を除く。)を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号、その後の改正を含む。)第1条第2項で定める組合及び連合会

(注2)東京都内に事業所を置く中小企業

第3 出資金の払込方法・管理方法

- 1 FoFは、出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 東京都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都が、FoFの設立に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等(設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等)の支払いには応じられない点に留意すること。
- 4 「キャピタルコールを含む分割払い」方式を採用するFoFに「一括払い」方式によって払い込まれた東京都の出資金については、「組合口座」のある場合は、これとは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 5 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を毎四半期ベースにて東京都に報告すること。

第4 FoF及びFoFの出資するファンドに対する東京都の関与

- 1 FoFの無限責任組合員は、東京都が、オブザーバーとして、FoF及びFoFの出資するファンドの投資委員会に出席できる態勢を確保する。
- 2 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、FoF及びFoFの出資するファンドの運営状況並びにその投資先企業の経営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 東京都は、FoFの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ報告を求めることができ、FoFの出資するファンドの同様の情報についても必要に応じFoFを通じて報告を求めることができるものとする。

第5 報告義務

- 1 FoFの無限責任組合員は、投資先企業のカーボンニュートラルに向けた取り組み、期待される貢献及び実績等を記載したインパクトレポートを定期的に作成の上、外部メディア等を通じて、発信するものとする(詳細は、上記「第1 基本概要」第2項を参照。)
- 2 FoFの無限責任組合員は、東京都に対し、FoF及びFoFの出資するファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都に対し、FoF及びFoFの出資するファンドに係る下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、下記の事項のうち、<FoF>(1)、(2)及び<FoFの出資するファンド>(1)については投資実行の翌月末まで、<FoFの出資するファンド>(2)については発生後遅滞なく、<FoFの出資するファンド>(3)及び(4)については年1回程度、並びに<FoFの出資するファンド>(5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

<FoF>

- (1) 投資先ファンドの概要、投資戦略、投資先ファンドの主な契約条件等
- (2) 投資先ファンドの無限責任組合員の概要、投資担当者の略歴、並びにトラックレコード等

<FoFの出資するファンド>

- (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
 - (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
 - ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等
 - ② 上場承認
 - (3) 投資先企業の1年ごとの売上、利益、雇用その他の経営状況
 - (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
 - (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

第6 東京都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

FoFの無限責任組合員は、東京都が、投資対象先に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例紹介等について、合理的に可能な範囲で協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めるものとする。

第7 その他

- 1 FoFは、アドバイザーボードを設置し、GP、LPの他に都の指名する者(1名以上)をメンバーとすること。
- 2 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都が、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 4 FoFの無限責任組合員は、東京都が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 5 東京都に対する組合財産の分配(清算人による分配を含む。)については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 6 FoF及びFoFの出資するファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 7 FoFの無限責任組合員は、東京都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めること。
- 8 FoFの無限責任組合員は、東京都が、東京都及び東京都政策連携団体が行う中小企業向け支援施策との連携を要請した際には、合理的に可能な範囲において協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めること。

第8 反社会的勢力への対応

- 1 FoF及びFoFの出資するファンドのすべての組合員が、それぞれの契約時点において、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。
- 2 上記1の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。
- 3 FoF及びFoFの出資するファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。